

「千葉県警察女性警察官特別機動隊運用要綱の制定について」  
(平成6年 例規(備)第11号)

この訓令は、女性警察官を警備部隊として編成・運用し、適正かつソフトな警備活動を推進するため必要な事項を定めたもの